

三 三年以上師範學校長官公立中學校長官公立高等女學校長又ハ官公立實業學校長ノ職ニ在リタル者

四 三年以上奏任教官ノ職ニ在リタル者

第二條 前條同號中各職ノ在職年數ハ之ヲ通算ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督府及所屬官署判任官特別任用令

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

明治四十四年四月十九日

内閣總理大臣侯爵桂太郎

勅令第

號

朝鮮總督府及所屬官署判任官特別

任用令

第一條 朝鮮總督府屬又ハ朝鮮總督府

道府若ハ郡ノ書記ノ職ニ在ル者ハ當

分ノ内支官普通試驗委員ノ銓衡ヲ經

テ之ヲ朝鮮總督府道府又ハ郡ノ書記

ニ任用スルコトヲ得

第二條 三年以上府縣屬又ハ郡書記ノ

職ニ在ル者ハ當分ノ内支官普通試驗

委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ朝鮮總督府道
府又ハ郡ノ書記ニ任用スルコトヲ得
第三條 三年以上稅務監督局屬又ハ稅
務署屬ノ職ニ在ル者ハ當分ノ内支官
普通試驗委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ朝鮮
總督府所屬官署ノ財務ニ從事スル判
任官ニ任用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ任用セラレタル者
ハ當分ノ内支官普通試驗委員ノ銓衡
ヲ經テ前項ノ判任官ノ間ニ限リ轉任

スルコトヲ得

第四條 朝鮮ニ於テ一年以上水道事務

ニ從事スル者ハ本令施行ノ際ニ限リ

支官普通試驗委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ

水道事務ニ從事スル朝鮮總督府屬又

ハ朝鮮總督府道書記ニ任用スルコト

ヲ得

前項ノ規定ニ依リ任用セラレタル者

ハ當分ノ内支官普通試驗委員ノ銓衡

ヲ經テ前項ノ屬又ハ書記ノ間ニ限リ

轉任スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關東都督府作業所書記特別任用ニ
關スル件

右謹テ上奏シ恭ヒク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

明治四十四年四月十九日

内閣總理大臣侯爵桂 太郎